

訪問看護ステーションふく 重要事項説明書

令和7年11月27日現在

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業者(法人)の概要

事業者名称	株式会社 TREO
代表者氏名	代表取締役 山中 亮二
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	佐用郡 佐用町 円光寺 86 番地 1 (電話) 0790-71-0307 (ファックス) 0790-71-2476
法人設立年月日	令和6年12月3日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション ふく
介護保険指定 事業所番号	2863790057
事業所所在地	佐用郡 佐用町 円光寺 86 番地 1
連絡先 相談担当者名	(電話) 0790-71-0307 (ファックス) 0790-71-2476 (相談担当者氏名) 平井 晴美
事業所の通常の 事業の実施地域	佐用町、赤穂市、相生市、上郡町、たつの市、姫路市、太子町、宍粟市 ただし、上記地域以外は相談に応じます。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の看護師その他（以下「看護師等」）が、訪問看護の必要性を主治医に認められたものに対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	1. 当事業所の看護師等は、当事者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 3. きめ細やかな対応と質の高いサービスを提供する。また、理学療法士や作業療法士による訪問リハビリの導入を検討します。 4. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供します。

(3) 営業日時

営業日	月曜日～金曜日。ただし、祝日、12月29日～1月3日及び会社が定める休日を除く。
営業時間	午前 8:30～17:30

(4) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	・看護師若しくは保健師 管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。	常勤 1名
看護職員	・保健師、看護師又は准看護師 保健師、看護師は計画書及び報告書を作成、准看護師は報告書の作成、訪問看護を担当します。介護予防も含みます。	常勤 2.5名 以上 (管理者含む)
理学療法士 作業療法士 若しくは 言語聴覚士	必要に応じて雇用し配置します。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状の観察（体温、脈拍、血圧等の測定） ② 食事、入浴、清拭、排泄のお世話、移動の介助 ③ 療養生活についての相談・助言、家族に対する介護方法の指導援助 ④ リハビリの援助、家族に対するリハビリの指導 ⑤ 内服薬管理の援助 ⑥ 医師の指導による医療処置 ⑦ 認知症患者の介護・お世話と悪化予防の相談 ⑧ 精神疾患患者の看護・自立支援 ⑨ 福祉制度の活用、手続きについての相談、助言 ⑩ 医療機関やサービス機関との調整 ⑪ 終末期の看護（ターミナルケア） ⑫ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 介護保険給付対象サービス 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に看護師等を派遣し、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援します。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとしします。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

詳細は添付資料「訪問看護（介護保険）料金表」および「医療保険 指定訪問看護サービス利用料金表」ご参照ください。

- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は中山間地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて訪問看護を行った場合に加算します。なお当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また当該加算の算定は緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 利用料、利用者負担額（介護保険・医療保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料利用者負担額およびその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、請求書は毎月10日以降に送付しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。事業者は、支払いを受けたときは、ご利用者あてに領収書を発行します。

支払方法	支払い要件等										
口座振替	サービスを利用した翌月の26日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。 *別紙、預金口座振替依頼書に記名押印をお願いします。										
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 <table border="1"><tr><td>銀行/支店</td><td>兵庫信用金庫/佐用支店</td></tr><tr><td>預金種別</td><td>普通</td></tr><tr><td>店番号</td><td>019</td></tr><tr><td>口座番号</td><td>0542698</td></tr><tr><td>口座名義</td><td>株式会社TREO 代表取締役 山中亮二</td></tr></table>	銀行/支店	兵庫信用金庫/佐用支店	預金種別	普通	店番号	019	口座番号	0542698	口座名義	株式会社TREO 代表取締役 山中亮二
銀行/支店	兵庫信用金庫/佐用支店										
預金種別	普通										
店番号	019										
口座番号	0542698										
口座名義	株式会社TREO 代表取締役 山中亮二										

※ 利用料、利用者負担額（介護保険・医療保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、下記の相談担当者までご相談ください。

相談担当者氏名	平井 晴美
連絡先電話番号	0790-71-0307
連絡先ファックス番号	0790-71-2476
受付日および 受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 ただし、祝日、12月29日から1月3日及び会社が定める休日を除く。

※ 担当する看護職員につきましては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行います。が、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治医の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 平井 晴美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款
補償の概要	対人・対物共通、人格権侵害、施設・生産物危険、訴訟対応費用、初期対応費用、サイバーインシデント損害の補償

11 感染症蔓延及び災害等発生時の対応について

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年 1 回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

訪問看護計画を作成する者

氏 名 _____ (連絡先：0790-71-0307)

19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称) 訪問看護ステーションふく 管理者 平井晴美	所在地 兵庫県佐用郡佐用町円光寺 86 番地 1 (電話) 0790-71-0307、(ファックス) 0790-71-2476 受付時間 8:30~17:30
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9-1-1801 (電話) 078-332-5617、(ファックス) 078-332-5650 受付時間 9:00~17:15

20 重要事項説明の年月日

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者	所在地	兵庫県佐用郡佐用町円光寺 86 番地 1	
	法人名	株式会社 TREO	
	代表者職・氏名	代表取締役 山中亮二	印
	事業所名	訪問看護ステーション ふく	
	説明者		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）

	住所	
	氏名	印
	本人との続柄	

立会人	住所	
	氏名	印

介護保険 指定訪問看護サービス利用料金表

介護保険によって訪問看護を利用される場合は、1割又は2割又は3割の負担金をお支払いただきます。詳細は、下記でご案内します。

(令和7年11月27日改定)

○基本料金(各1回につき) (1単位:10円)

介護保険(訪問時間)	単位数	金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上60分未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
60分以上1時間30分未満	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

理学療法士等*2

介護保険(訪問時間)	単位数	金額	1割負担	2割負担	3割負担
20分毎	294	2,940円	294円	588円	882円
1日に2回を超えて実施	265	2,650円	265円	530円	795円

介護予防(訪問時間)	単位数	金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3,030円	303円	606円	909円
30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上60分未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
60分以上1時間30分未満	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

理学療法士等*1*2

介護予防(訪問時間)	単位数	金額	1割負担	2割負担	3割負担
20分毎	284	2,840円	284円	568円	852円
1日に2回を超えて実施	142	1,420円	142円	284円	426円

*1利用開始日の属する月から12カ月を超えた場合は、一回につき5単位減算になります。ただし前年の理学療法士等の訪問回数が看護師の訪問回数を超えている場合は、一回につき15単位減算になります。

*2前年の理学療法士等の訪問回数が看護師の訪問回数を超えている場合は、一回につき8単位減算になります。

○早朝・夜間・深夜加算

早朝(午前6時~8時)	上記料金に対して25%加算になります
夜間(午後6時~10時)	上記料金に対して25%加算になります
深夜(午後10時~午前6時)	上記料金に対して50%加算になります

○連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1月つき）（1単位：10円）

当訪問看護ステーションは社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団ラウンド・ケア・サービスあさひと業務連携委託契約しています。

	単位数	金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～4	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円
要介護5	3,761	37,610円	3,761円	7,522円	1,1283円

○特別地域加算

特別地域加算	所定単位数の15%が加算になります
--------	-------------------

*国の定めた地域（過疎地域など）に事業所がある場合に加算されます。

○その他加算料金

	単位数	金額	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問加算（Ⅱ）*1	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
初回加算（Ⅰ）*2	350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算（Ⅱ）*3	300	3,000円	300円	600円	900円
長時間訪問加算（1回につき）*4	300	3,000円	300円	600円	900円
特別管理加算（Ⅰ）月1回*5	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）月1回*6	250	2,500円	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） （1回につき）*7	30分未満	254	254円	508円	762円
	30分以上	402	402円	804円	1,206円
複数名訪問看護加算（Ⅱ） （1回につき）*8	30分未満	201	201円	402円	603円
	30分以上	317	317円	634円	951円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）*9	3	30円	3円	6円	9円
ターミナルケア加算*10	2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
退院時共同指導加算*11	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
遠隔死亡診断補助加算*12	150	1,500円	150円	300円	450円

*1 ご契約の方は24時間対応いたします。

*2 新規に訪問看護計画を作成し、退院日に看護提供した場合に初回月に加算。

*3 新規に訪問看護計画を作成し、退院日以外の日々に看護提供した場合に初回月に加算。

*4 特別管理加算対象者に対して1時間30分以上訪問看護を実施した場合に算定。

*5 在宅悪性腫瘍指導管理を受けている方、留置カテーテル等を使用している状態にある方。

*6 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方。

- * 7 同時に2名の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行う場合。
- * 8 同時に看護師と看護補助者が1人の利用者に対し訪問看護を行う場合。
- * 9 勤続年数3年以上の看護師が30%以上在籍し、個別に研修計画を策定し計画とおり研修を実施した場合。
- * 10 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。
- * 11 入院中もしくは入所中の利用者に対し主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合1回限り算定。
- * 12 情報機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合。
- * 13 准看護師の場合、基本料金の90%に相当します。

医療保険 指定訪問看護サービス利用料金表

- ・負担金は、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金（1～3割）により変わります。
- ・基本療養費、管理療養費、各加算等があります。
- ・准看護師が訪問看護を行った場合、表示の金額の90/100となります。

（令和7年7月1日改定）

○訪問看護料金（医療保険）

基本利用料金		基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
基本療養費（Ⅱ） 同 一建物居住者同一日二人まで	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
基本療養費（Ⅱ） 同 一建物居住者同一日三人以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
基本療養費（Ⅲ）*2		8,500円	850円	1,700円	2,550円

*1 同一日に二人の場合は、基本療養費（Ⅰ）と同じ金額になります。

*2 対象者は、入院中に主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊が認められる者に対して、入院中1回（厚生労働大臣が定める疾患においては2回）に限り算定できます。

○訪問看護管理療養費	1割負担	2割負担	3割負担	
月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円

○訪問看護管理療養費1（月の2日目以降の訪問）

二日目以降	3,000円	300円	600円	900円
-------	--------	------	------	------

○精神科訪問看護基本療養費

			1割負担	2割負担	3割負担	
精神科訪問看護基本療養費 （Ⅰ）	1日につき （週3日まで）	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	1日につき （週4日目以降）	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
精神科訪問看護基本療養費 （Ⅲ）*3	1日につき （週3日まで）	30分未満	2,130円	213円	426円	639円
		30分以上	2,780円	278円	556円	834円
	1日につき （週4日目以降）	30分未満	2,550円	255円	510円	765円
		30分以上	3,280円	328円	656円	984円

*3 同一建物の複数（三人以上）の利用者に同一日に訪問した場合。

○加算について		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算*4	週に1回	5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算*5	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同時に実施/週1回	4,500円	450円	900円	1,350円
	准看護師と同時に実施(精神科訪問看護の場合)	3,800円	380円	760円	1,140円
	看護補助者と同時に実施/週1回	3,000円	300円	600円	900円
夜間早朝訪問看護加算*6	夜間 (18:00~22:00)	2,100円	210円	420円	630円
	早朝 (6:00~8:00)				
深夜訪問看護加算 * 7	深夜 (22:00~6:00)	4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算(口)	1月につき1回	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算(重症度高)	1月につき1回	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算	1月につき1回	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	入院中に1回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	特別管理加算対象者の初日に加算	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	退院時の翌日以降の初日に加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	1月につき1回	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1月につき2回	2,000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費 1	市町村の求めに応じた場合	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 2	上記のもので15歳未満の小児	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 3	入院、入所の方で主治医と連携	1,500円	150円	300円	450円
遠隔死亡診断補助加算	情報機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費 2		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

*4 訪問看護の時間が1時間半を超えた場合。

*5 厚生労働大臣が定める疾患等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護師等とサービス提供を行う場合。

*6 夜間 (18:00~22:00まで) または早朝 (6:00~8:00まで) にサービス提供を行う場合。

*7 深夜 (22:00~6:00) にサービス提供を行う場合。

○その他費用

利用料

交通費	医療保険での訪問に限り、実施地域を超える場合の交通費/実費1kmあたり	50円
超過時間利用料	医療保険での訪問で、120分を超えた場合/30分毎	3,000円
休日・時間外加算	医療保険での訪問で、120分を超えた場合/30分毎上記基本料金に加算/1回につき	5,000円
死後の処置	交通費を含む	15,000円

その他、通常のサービス提供を超える費用の負担金は10割です。上記料金とは別に消費税がかかります。